

情報開示規約

（目的）

第1条 この規約は、生活協同組合パルシステム埼玉（以下、「組合」という。）定款第88条に基づき、組合の事業及び財務の状況に関する情報の開示について、組合員に対する説明責任の観点から、開示に係る基準、範囲及び手続きを定めることを目的とする。

（開示する情報の範囲）

第2条 組合は、第5条に定める手続きに従い、組合が保有する次の情報について、組合員に対し開示するものとする。

- （1）商品事業に関する情報
- （2）共済事業に関する情報
- （3）組合員を支援する事業に関する情報
- （4）会計及び決算に関する情報
- （5）資産管理に関する情報
- （6）組合員組織の運営に関する情報
- （7）内部経営組織の運営に関する情報
- （8）監査に関する情報
- （9）その他の事業に関する情報

2 前項第4号の情報は、会計及び決算の直接の資料となった書類、その他会計及び決算の状況を把握する上で合理的な必要性があると認められる情報に限る。

（情報の不開示基準）

第3条 組合が前条に定める情報を開示するにあたっては、個人のプライバシーを損ない、法令に違反し、又は利害関係人に対し信義誠実の原則に反することとならないよう留意するとともに、組合の事業及び運営の円滑な遂行並びに全ての組合員の利益の擁護について配慮しなければならない。

2 組合は、前項を踏まえ、以下の情報については開示しないものとする。

- （1）個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。ただし、組合の役職員の業務遂行状況に関わって当該役職員の氏名、職業及び業務遂行の内容を開示する場合を除く。
- （2）組合員に関する情報であって、特定の組合員を識別することができるもの。ただし、組合が法令により開示を義務づけられている書類に記載された情報、組合の組合員に周知されていることが明らかである情報、及び開示についてあらかじめ当該組合員の同意を得た情報を除く。
- （3）法令により公表が禁止されている情報
- （4）取引上、守秘すべき情報
- （5）公開しないとの条件で取得した情報

- (6) 合議による意思形成過程にある情報であつて、開示することにより率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性を損ない、又は組合員等に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- (7) その他開示することにより組合の事業若しくは運営に支障を生じ、又は組合員の利益を損なうおそれのある情報

(目的外使用の禁止)

第4条 組合員は、組合の事業及び財務の状況に関する情報について、組合員としての権利の行使及び組合の事業及び運営に関する検討等、適正な目的のために使用しなければならない。

- 2 組合は、組合員からの請求に係る情報が、前項の趣旨に照らして不適正な目的のために使用されるおそれがあると認められる場合には、その情報の開示を行わないものとする。

(開示請求の手続き)

第5条 組合員は、第2条に定める情報の開示を求めるときは、氏名、住所、組合員番号、開示を求める情報の内容及び情報の使用目的を示して、これをしなければならない。

- 2 組合は、前項による開示請求があつた場合、開示請求があつた日から7日以内に、請求に係る情報の開示の可否を専務理事が決定し、当該組合員に対して通知しなければならない。ただし、止むを得ない事由によりこの期間内に決定を行えない場合は、当該請求のあつた日から14日を限度としてこの期間を延長することができる。

- 3 組合は、第3条または第4条に該当する場合を除き、請求に係る情報を開示するものとする。

- 4 組合は、請求に係る情報の全部又は一部を開示しない場合には、第2項に定める通知においてその理由を示すものとする。

- 5 組合は、請求に係る情報の全部又は一部を開示する旨を決定した場合には、速やかにその情報を開示しなければならない。

- 6 組合は、第1項による開示請求が決算期など業務に重大な支障を生ずるおそれのある時期に行われた場合は、開示の時期を変更することができる。

- 7 請求に係る情報の開示は、閲覧または写しの交付により行う。

- 8 組合は、写しの交付及び送付に係る費用の全部又は一部を、開示請求を行った組合員に対して請求することができる。

(情報開示再請求の手続き)

第6条 組合員が開示を請求した情報について、前条第3項に基づき情報の全部又は一部が開示されなかった場合、当該組合員は50名以上の組合員連名で、当該情報の開示を理事会に対して再請求することができる。

- 2 前項に基づく再請求は、氏名、住所、組合員番号、開示を求める情報の内容及び情報の使用目的を示し、別に定める規定に従つて、これをしなければならない。

- 3 組合は、第1項に定める再請求があつたときは、当該再請求があつてから初めて開催される理事会において、当該再請求に係る情報の開示の可否について審議し、決定しなければならない。

- 4 組合は、前項の決定について速やかに当該組合員に通知しなければならない。この場合、当該の決定が当該の再請求に係る情報の全部又は一部を不開示とするものであったときは、その理由についても併せて通知しなければならない。

(再々請求の禁止)

第7条 組合員が前条に基づく再請求を行い、理事会が再請求に係る情報の全部または一部を不開示としたときは、当該再請求を行なった組合員及びこれに同意した組合員は、同一の内容の情報について重ねて開示を請求することはできないものとする。

(情報の提供)

第8条 組合は、広報活動等を通じ、組合の構成員たる組合員はもとより、広く社会に対して、組合の事業及び財務の状況に関する情報並びに組合員の活動に関する情報の提供に努めるものとする。

(細目)

第9条 この規約の実施に必要な細目については、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規約は総代会において改廃する。

附 則

この規約は、2005年6月14日から施行する。

附 則（第1次改定）

この規約は2008年6月11日から施行する。

附 則（第2次改定）

この規約は2011年6月16日から施行する。

附 則（第3次改定）

この規約は2024年6月12日から施行する。